

平成18年 第5回沼田町議会臨時会 会議録

平成18年10月24日(火)

午前16時02分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員		
	1番	杉本邦雄	議員	2番	横山忠男
	3番	室田俊朗	議員	4番	久保寛
	5番	津川均	議員	6番	山田英次
	7番	上野敏夫	議員	8番	絵内勝己
	10番	中村保夫	議員		
	12番	橋場守	議員	13番	大沼恒雄

2. 欠席議員 11番 野道夫 議員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 西田篤正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	藤間武	君	総務課長	金子幸保	君
地域開発課長	生沼篤司	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	矢野潔	君	住民生活課長	辻広治	君
建設課長	神憲彦	君	旭寿園園長	橋英則	君
和風園園長	浅野信行	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松田剛 君 次長 金平嘉則 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 谷口勲 君 書記 斉藤真二 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第75号	平成18年度沼田町一般会計補正予算について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました、平成18年第5回沼田町議会臨時会を開会をいたします。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 山田議員、7番 上野議員を指名を致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一般議案)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議案第75号 平成18年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第75号 平成18年度沼田町一般会計補正予算について。平成18年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年10月24日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第4号の1ページをお開きを願いたいと思っております。

〔以下、補正予算第4号朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、2番。

○2番（横山忠男議員）横山です。アスベスト、これは取り除いてキチッとしないかならないかなと思っておりますけれども、どういう工法で最後はどんなふうな格好になるのか、ちょっと分かっておいたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）アスベスト処理をする場合に、まず工法と致しましては、囲い込み工法、物をそのまま保存して覆ってしまう工法。それから、アスベストを封じ込める工法、これは薬剤をアスベストを吹き付けた物に対して注入をかけて固めてしまう、こういう工法。そして、取り除き工法という、これ、3種類の工法があるわけでござ

ざいますが、基本的に今回は、その場所からすべて取り除こうということで撤去工法を考えてございます。

この撤去工法につきましては、現在、天井をすべて張ってありますので、天井をすべて剥がしてしまいます。そして、がらんどろにした後に基本的には手での掻き落とし、そして、掃除機のような吸入器等をもって外部に空気が漏れないような囲いをしながら取り除くような格好になるかと思っております。ですから、基本的にはすべて天井を剥がして、すべて取り除くような格好で今回やらせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。他にございせんか。はい、3番。

○3番（室田俊朗議員）3番、室田でございます。この間の全員協議会の中で課長から説明のあった時点では、交付税対象、全額とは言わなくとも、かなりの額になるような話もされておったのですけれども、今回聞きますと40%ということで、かなり開きがあるような気がするのですけれども、その辺どういう状況でそうなったのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）当初、私共の想定の中では、特別交付税の中である数字が措置されるだろうというような思いがあったわけでありまして、基本的にそのアスベストについては、国がこのアスベスト対策が生じた時にいわゆる起債の措置を作ったと、いわゆる石綿対策事業債というものを新たに地方債計画上、起こしてそこで40%を措置するというふうな仕組みに変わってございまして、そのことから優先的に地方債を先に充てなければならぬということから、40%の起債に対する事業費補正というふうになったものでございまして、当初、私共が申し上げていた部分には若干、その辺の国の措置、これについては、こういった起債措置に至る経過をちょっと踏まえていなかったという部分はあるわけでありまして、精査した結果、そういう仕組みになっているということで当初の説明とは若干違う要素はありますけれども、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。他にございせんか。はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）はい、大沼です。ちょっと教えていただきたいのは、この町債1,800万使う場合と、町債1,900万使う場合とで40%だと40万ぐらい補助が変わってくるのだけれども、この地方交付税の100万を使わなくてはならないという理由というのは、分からないのだけれども、教えてもらえますか。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）地方債については、これは地方債計画の中で充当率というのがそれぞれございまして、基本的に100%充当されるという起債については過疎債、これは原則100%であります。北海道の考え方では95%充当ということになります。そういったふうに事業費に対する何%に起債が付くというのがそれぞれありまして、こ

れの起債につきましては95%充当というふうになってございます。ですから、5%は一般財源に振り変わるという仕組みになっております。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第75号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了致しました。これにて、平成18年第5回沼田町議会臨時会を閉会を致します。ご苦労様でした。

16時13分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員